10　貸付金回収金の類 ［自衛隊学資貸与金債権～清酒製造業近代化事業基金貸付金債権　略］ 単式蒸留焼酎業対策基金貸付金債権 ［急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金債権～水道水源開発等施設整備事業資金貸付金債権　略］ 独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権 ［母子父子寡婦福祉貸付金債権～電線敷設工事資金貸付金債権　略］ 株式会社商工組合中央金庫貸付金債権 特定連絡道路工事資金貸付金債権 ［定期貸債権～諸貸付金債権　略］	10　貸付金回収金の類 ［自衛隊学資貸与金債権～清酒製造業近代化事業基金貸付金債権　同上］ 単式蒸留しょうちゅう業対策基金貸付金債権 ［急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金債権～水道水源開発等施設整備事業資金貸付金債権　同上］ 独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権消費生活協同組合貸付金債権 ［母子父子寡婦福祉貸付金債権～電線敷設工事資金貸付金債権　同上］ 株式会社商工組合中央金庫貸付金債権 ［定期貸債権～諸貸付金債権　同上］
［11～15　略］	［11～15　同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○財務省令第八号

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十八号中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

第三条第一項第三十四号中「食料安定供給特別会計農業共済再保険勘定」を「食料安定供給特別会計農業再保険勘定」に改める。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○財務省令第九号

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条第七号及び関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第九条第一項の規定に基づき、並びに関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百三十五号）の施行に伴い、関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

（関税定率法施行規則の一部改正）

第一条　関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第二条関係）		**別表**（第二条関係）	
配合飼料	配合割合	配合飼料	配合割合
一　脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の三〇％以上のもの	［略］	［同上］	［同上］
［略］	飼料添加物を定める件（昭和五十一年農林省告示第七百五十号）により定められた飼料添加物（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の一の㈠の表に掲げる飼料添加物を除く。）であって、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条により使用が禁じられている添加物を含むこと。	［同上］	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の一の㈠の表に掲げる飼料添加物を含むこと。

備考　表中の［　］の記載は注記である。